

長崎県知事管理漁獲可能量

長崎県告示第 258 の 2 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 8 年 3 月 31 日

長崎県知事 平田 研

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ（小型魚）】 879.900 トン

【くろまぐろ（大型魚）】 234.700 トン

【するめいか】 3,100 トン

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ（小型魚）】

長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 87.985 トン

長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 777.443 トン

【くろまぐろ（大型魚）】

長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 71.254 トン

長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 160.600 トン

【するめいか】

長崎県するめいか漁業 3,100 トン